

板橋中央総合病院
院長 加藤良太郎

地域医療支援病院の承認にあたっての考え方

当院の使命は、開設から70年近くにわたって掲げてきた「地域住民および地域医療機関と密着した医療」を、地域支援病院としてさらに深化させて提供することです。そのためには、地域の住民や医療機関の声に真摯に耳を傾け、具体的なニーズに応えることが不可欠であると考えております。地域支援病院としての承認条件を満たすことは、まさにこの使命を実現するうえでの基盤であると認識しております。承認条件に関して、当院は以下の五つの観点から取り組んでいます。

1. 紹介患者に対する地域医療提供体制

2024年度における当院の紹介率および逆紹介率は、それぞれ170.9%および158.7%と、毎年着実に向上しています。今後もこれら数値の向上を目標とし、地域医療連携室を中心に「顔の見える連携」を推進することで、地域の住民や医療機関からの信頼に応える体制を強化してまいります。

2. 災害医療

当院は東京都災害拠点連携病院としての責務を担っております。マグニチュード7.3以上の東京湾北部地震発生時には、板橋区で3,000人以上の負傷者が発生すると予測されており、当院では中等症以上の負傷者への迅速かつ適切な対応が求められています。一方で、通常診療機能の早期回復も同時に必要であるため、新たなBCP（事業継続計画）を策定し、災害への準備を進めております。

3. 感染症医療

感染症医療は当院の強みの一つです。感染防止対策加算1を算定する病院として、地域全体の感染対策に積極的に参加しています。COVID-19禍においては、東京都入院重点医療機関として、2020年から2023年にかけて合計1,600名以上の入院患者様および15,000名以上の発熱患者様の診療にあたり、地域医療を支えてまいりました。また、REMAPをはじめとした国際的臨床試験にも積極的に参加し、感染症医療の研究と発展に貢献しています。

4. 集中治療室

当院は10床の集中治療室（ICU）、20床のハイケアユニット、そして6床の脳卒中ケアユニット（SCU）を有しています。2024年度には集中治療科を新設し、より安全かつ最適な医療の提供に注力しています。さらに、2025年度には救急総合診療科も新設し、HCUの診療体制において中心的役割を果たしています。院内で最も重症な患者が集まるユニットだからこそ、患者様とご家族のみならず、地域の医師や院内スタッフからも安心して貰える診療体制の構築に努めています。

5. 「開かれた病院」

地域支援病院として地域に開かれることは、極めて重要であると考えています。承認条件に示される図書室の開放や年12回のカンファレンスの主催に加え、大事な患者様をお預かりしている地域医療機関の要請に応じて当院設備の共同利用を行い、積極的な協働を実施しております。また、地域医療機関からの電話による緊急受診依頼や転院依頼も積極的に受け入れを実施しています。診断が確定していなくても精査や入院を必要とする患者様の受け入れにも柔軟に対応した結果、2024年度の受け入れ件数は2,331件となりました。さらに、近隣の患者様や医療機関が救急車の手配に迷う場合には当院から迅速に救急車を発動し、直接受け入れる体制も整えており、2024年度は342件発動した実績もございます。

以上の取り組みを通じて、当院は地域の住民や医療機関と真に共感し、地域医療支援病院として求められる医療を提供できる体制の強化を、病院が一丸となって目指しています。加えて、2029年を目標に新病院建築計画を進めており、今後はより一層地域に密着し、信頼される病院として発展することを切に願っています。

以上

災害時の医療提供について

【平常時からの準備】

当院では首都直下地震などの大規模地震災害が発生した際に医療提供機能を維持できるよう、東京都ガイドラインに基づき大規模災害時に安全で最適な医療を提供し「愛し愛される病院」として社会に貢献するという理念の下にBCPを策定し、防災対応能力を向上させることでより効率的・機能的な体制を整備している。

・基本方針

- ①当院職員の安全を第一として対応する。
- ②災害拠点連携病院の役割に基づき、病院機能を維持し、災害拠点病院と連携して中等症または容態の安定した重症者を受け入れる。
- ③災害拠点連携病院としての役割を鑑み、災害時に医療行為を提供する。

以上の基本方針に則ったBCPを策定し、近隣区別の人的被害想定や地震発生から36時間までの病院内被害想定や災害レベル別での対応を定めている。BCPに則り、職員用や患者用の非常食を3日分（1日3食）として10,450食と飲料水500mlを10,450本備えている。

また、災害マニュアルを作成し各部署が連携して院内の被害状況を速やかに報告する体制や診療再開に向けた活動ができる体制を整えている。

その他、BCPや災害マニュアルに基づいた総合防災訓練を年1回実施し、各部署の役割確認、トリアージ訓練を実施している。

【災害発生時の医療提供】

災害発生時は職員の安全を最優先で確保し、次いで活動現場及び入院患者の安全確保を行ったうえで、入院患者に対する診療機能を維持しながら傷病者の受入れを行う。

まずは院内に災害対策本部を設置し、診療体制及び傷病者の受入方針を決定し指揮する。傷病者を受け入れるためにトリアージセンターを設置して緊急度や重症度に応じてすべての傷病者に災害トリアージを行い、分類に応じて優先的に医療を提供する。

また、当院は全日本病院協会が主催する AMAT 隊員養成研修を修了した職員が在籍しており、災害時にはチーム編成が可能な AMAT 病院となっていることから、派遣要請を受けた際に対応できる体制ができている。

感染症医療の提供について

【平常時からの準備】

各職種から構成される感染対策チームを中心に感染対策マニュアルの作成や整備、全職員を対象とした研修会を年2回以上実施している。マニュアルでは標準予防策のほか、感染経路別予防策の策定、感染症別の対応方法の策定、感染症患者の入院経路や外来対応を定めており、各部署に配布して誰でも必要時に確認ができる体制をとっている。

感染拡大時の物資の逼迫により医療提供に支障をきたすことを防ぐことや迅速かつ適切に医療を提供するために、サージカルマスクを77,120枚、N95マスクを44,849枚、アイソレーションガウンを60,482枚など3ヶ月間分の使用量を備蓄することで準備を整えている。

その他、近隣医療機関と連携して年4回の合同カンファレンスを実施することで感染症に関する情報共有を行っているほか、自治体や医師会と連携を図り、感染対策支援において日常的な相互の協力関係を築けるよう努めている。

【新興感染症発生時の医療提供】

当院は、特定感染症指定医療機関、第1種、第2種感染症指定医療機関ではないが、新興感染症の世界的な大流行により、当院での受け入れ要請があった場合を想定し、初動体制についてマニュアル整備を行い患者の受入フローを構築している。

また、当院は東京都との間で第1種及び第2種協定を締結している。入院医療の提供として流行初期期間では30床の病床（うち2床は重症用病床）を確保し、流行初期期間経過後においては33床の病床（うち2床は重症用病床）を確保している。

発熱外来による患者受入れ体制は流行初期期間及び流行初期期間経過後の期間で1日あたり48名の患者を診察する体制を整えており、自宅療養者への医療提供についても電話診療やオンライン診療、往診の実施ができる体制となっている。